

第3章 留意すべき重要事項

1 関連計画との整合性の確保

地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備などを実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全及び京都府国土強靱化地域計画などの諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する（図3-1-1）。

また、京都府では、過去にナホトカ号重油流出事故（平成9年1月）を経験しており、京都府又は近隣の海域において油流出事故が発生した場合は、「京都府地域防災計画 事故対策計画編」により対応することとしている。



図3-1-1 屏風岩

出典：京都の自然 200 選

2 関係機関との調整・連携

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸管理者や背後地のインフラ管理者、都市計画部局などで構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、連続した海岸線を保全するためには、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要である。

土砂管理については、土砂の適切な移動を妨げないような海岸保全施設の種類や配置に配慮するとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理対策とも連携するなど、関係機関の連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。特に、沿岸漂砂に対して、相互に影響を及ぼす可能性のある事業の実施に当たっては、事業者間などで密な調整・連携を図り、沿岸広域に有効な施設整備を推進する（図3-2-1）。

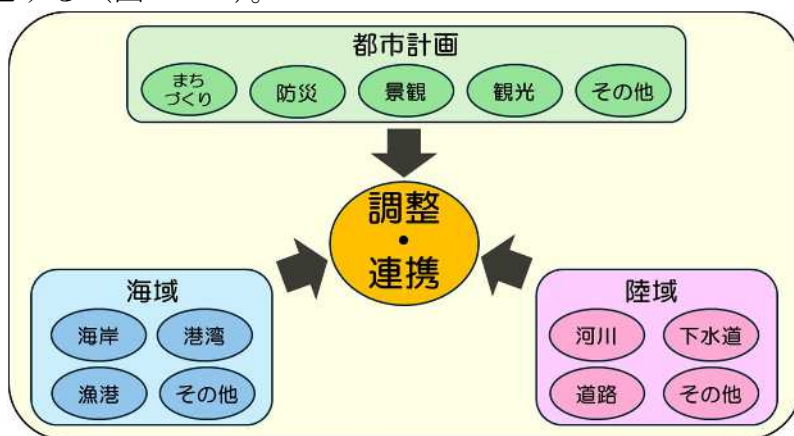


図3-2-1 調整・連携のイメージ

また、近年では不審船の漂着や不審者の上陸など、海岸での脅威が懸念されるため、海岸管理者と警察や海上保安庁などの関係機関、並びに地域住民との情報伝達などの連携を推進する。

3 地域住民の参画と情報公開

地域特性に柔軟に対応できるような計画を実効的かつ効率的に遂行するために、実施段階における計画の推進には、積極的に市町・地域住民の参画を得るものとする。

また、海岸管理者は、地域住民や海岸利用者などの主体的参画が図れるように、必要な海岸に関する情報提供を積極的に行う。地域住民などの参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成するものとする（図 3-3-1）。



図 3-3-1 住民の参画 イメージ

4 調査・研究の推進

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関などと連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持修繕、生態系などの自然環境など、整備に関する調査研究や、新工法などの新たな技術に関する研究開発などを推進する。

また、民間を含めた幅広い分野との情報の共有を図りつつ、互いの技術の連携を推進するとともに、技術交流などを図り、広くそれらの成果を活用し普及を図る。

5 海岸協力団体の指定に向けた取り組み

丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進など、多種多様な維持管理などが求められている。そのため、地域住民やボランティアなどの協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持などを適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取り組みを推進する。

6 計画の見直し

(1) 柔軟な管理区域、管理者の見直しと変更

海岸保全区域については、防護すべき地域の土地利用や海岸の利用状況などに応じて、適正な所管を定めて、的確な海岸管理を行うこととしているが、それらの状況変化などが生じた場合は、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更などを行う。

(2) 基本計画の見直しと変更

気候変動の予測には不確実性が伴うことから、気象・海象や環境の変化に関するモニタリングを実施するとともに、気候変動の予測に関する最新の研究成果などを踏まえ、必要に応じて防護水準を適宜見直すこととする。

海岸の地形や地域の状況、整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化などの社会経済状況の変化などに対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容などを点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うこととする。